

## 6. その他の事項（その1）

### 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

- 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式を作成・周知する。施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける（※）。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する（※）。組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する。（※6月の経過措置期間を設ける）

#### 施設系サービス

##### 【基準】【省令改正】

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

<現行>

- イ 事故発生防止のための指針の整備
- ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

<改定後>

イ～ハ (変更なし)

R3.1.13 諮問・答申済

##### 二 イからハの措置を適切に実施するための担当者設置 (※6月の経過措置期間を設ける) (追加)

##### 【報酬】【告示改正】

安全管理体制未実施減算 5単位／日 (新設) (※6月の経過措置期間を設ける)

〔算定要件〕運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。

安全対策体制加算 20単位 (新設) ※入所時に1回に限り算定可能

〔算定要件〕外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

(※) 将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。

### 高齢者虐待防止の推進【全サービス】

R3.1.13 諮問・答申済

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。【省令改正】  
(※3年の経過措置期間を設ける)

51

## 3. (1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化（その5）

### 介護保険施設における口腔衛生の管理や栄養ケア・マネジメントの強化

- 施設系サービスについて、口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理の実施を求める。【省令改正、告示改正】 (※3年の経過措置期間を設ける)
- 施設系サービスについて、栄養マネジメント加算を廃止し、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置付けるとともに、基本サービスとして、状態に応じた栄養管理の計画的な実施を求める (※3年の経過措置期間を設ける)。入所者全員への丁寧な栄養ケアの実施や体制強化等を評価する加算を新設し、低栄養リスク改善加算は廃止する。【省令改正、告示改正】

一部R3.1.13 諮問・答申済

#### 施設系サービス

##### 【基準】

運営基準（省令）に以下を規定する。（※3年の経過措置期間を設ける）

- 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。（新設）
- 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。（新設）
- (現行) 栄養士を1以上配置→ (改定後) 栄養士又は管理栄養士を1以上配置

##### 【報酬】<現行>

口腔衛生管理体制加算 30単位／月

<改定後>

(廃止)

栄養マネジメント加算 14単位／日

→ (廃止)

栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位／日減算 (※3年の経過措置期間を設ける)

なし

→ 栄養マネジメント強化加算 11単位／日 (新設)

低栄養リスク改善加算 300単位／月

→ (廃止)

##### 〔算定要件〕

###### <栄養マネジメント強化加算>

- ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること
- ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上を行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること
- ・入所者が、退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと
- ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること
- ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）

26

## 2. (2) 看取りへの対応の充実（その2）

### 施設系サービス、居住系サービスにおける看取りへの対応の充実

- 特養、老健施設や介護付きホーム、認知症グループホームの看取りに係る加算について、現行の死亡日以前30日前からの算定に加えて、それ以前の一定期間の対応について、新たに評価する。介護付きホームについて、看取り期に夜勤又は宿直により看護職員を配置している場合に新たに評価する。

#### 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護付きホーム、認知症グループホーム

- 中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算について、以下の見直しを行う。  
・要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。  
・看取りに関する協議等の参加者として、生活相談員を明記する。（※特養、老健（支援相談員）、介護付きホーム）  
・現行の死亡日以前30日前からの算定に加えて、死亡日以前45日前から  
の対応について新たに評価する区分を設ける。

死亡日以前31日～45日以下（新設） 特養：72単位/日 老健：80単位/日  
特定：72単位/日 GH：72単位/日

72単位/日 144単位/日

死亡日（新設）死亡日  
以前45日 以前30日

1,280単位/日

死亡日  
以前4日 死亡日  
日

【特養・看取り介護加算（I）の場合】680単位/日

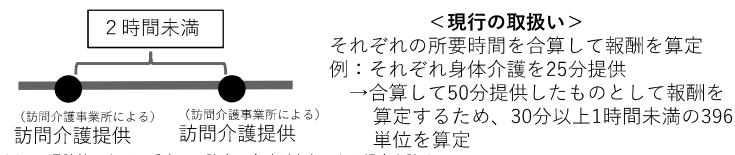
- 介護付きホームについて、看取り期に夜勤又は宿直により看護職員を配置している場合に評価する新たな区分を設ける。

【特定】 看取り介護加算（II）（新設） 死亡日以前31日～45日以下：572単位/日 同4～30日以下：644単位/日  
同2日又は3日：1,180単位/日 死亡日：1,780単位/日

### 訪問介護における看取りへの対応の充実

- 看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、2時間ルール（2時間未満の間隔のサービス提供は所要時間を合算すること）を弾力化し、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。

#### 訪問介護



※1 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合を除く。

※2 頻回の訪問として、提供する20分未満の身体介護中心型の単位を算定する際の例外あり。

9

## 3. (3) 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進（その1）

### 施設での日中生活支援の評価

- 施設系サービスについて、利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施を新たに評価する。【告示改正】

#### 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

##### 自立支援促進加算 300単位／月（新設）

###### 〔算定要件〕

- イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。  
ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。  
ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。  
二 イの医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。  
(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)

###### 【取組の流れ】

- ① 定期的なアセスメントの実施  
・ 全ての入所者について、リハビリテーション・機能訓練、日々の過ごし方等に係るケア等の実施により、利用者の状態の改善が期待できるか等の医学的アセスメントを所定の様式（※）に準じて実施する。

- ② ケアプランの策定・ケアの内容等に係る会議の実施  
・ 医師、ケアマネジャー、介護職員等が連携して会議を実施し、上記アセスメントを踏まえた、リハビリテーション・機能訓練、日々の過ごし方等について、所定の様式（※）に準じて計画を策定する。

##### 計画に従ったケアの実施

- ③ CHASEを活用したPDCAサイクルの推進  
・ 厚生労働省（CHASE）にデータを提出し、フィードバックを受けることで、ケア計画の見直し等において活用し、PDCAサイクルを推進する。

###### ※ 様式の具体的な内容

- ・ 医学的アセスメント
- ・ リハビリテーション・機能訓練の必要性
- ・ 日々の過ごし方（離床時間、座位保持時間、食事・排せつ・入浴の場所や方法、社会参加の活動等）

### 3. (3) 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進（その2）

#### 褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

■ 施設系サービスにおける褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算について、状態改善等（アウトカム）を新たに評価する等の見直しを行う。【告示改正】

#### 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護

【褥瘡マネジメント加算】 ※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

<現行>

褥瘡マネジメント加算10単位／月 → 

褥瘡マネジメント加算（I）	3単位／月	(新設)
褥瘡マネジメント加算（II）	13単位／月	(新設)

 ※(I)(II)は併算不可  
(3ヶ月に1回を限度とする)  
(毎月の算定が可能)

<改定後>

(算定要件)

<褥瘡マネジメント加算（I）>

イ 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回、評価を行い、その評価結果等を

厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）

ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、褥瘡

管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

ハ 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等の状態について定期的に記録していること。

二 イの評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

<褥瘡マネジメント加算（II）> 加算（I）の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がないこと。

【排せつ支援加算】 ※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

<現行>

排せつ支援加算 100単位／月 → 

排せつ支援加算（I）	10単位／月	(新設)
排せつ支援加算（II）	15単位／月	(新設)
排せつ支援加算（III）	20単位／月	(新設)

 ※(I)～(III)は併算不可  
(6ヶ月を限度とする)  
(6ヶ月を超えて算定が可能)

<改定後>

(算定要件)

<排せつ支援加算（I）>

イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6ヶ月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）

ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。

ハ イの評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

<排せつ支援加算（II）> 加算（I）の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

<排せつ支援加算（III）> 加算（I）の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。